

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	池杉成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	動物愛護管理推進事業（02-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	55 年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。				
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人				
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布（狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋） 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 飼い猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施				
経過	平成4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成18年度 改正動物の愛護及び管理に関する法律の実施 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開				
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	237	234	1,310	5,013	8,665	7,639	8,121
	決算額（23年度は見込み）	235	223	313	4,291	5,704	6,827	8,121
	人件費等	3,448	3,894	7,259	12,282	14,659	15,766	
	原価償却費						6,536	
	【事務分担当】（%）	40	60	85	145	180	225	
	合計（+ +）	3,683	4,117	7,572	16,573	20,363	22,593	8,121
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				1,030	1,030	1,030	1,030
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,683	4,117	7,572	15,543	19,333	21,563	7,091
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	プレート配布	466	467	585	545	538	660	800
	忌避剤配布	265	216	361	278	328	299	400
	犬のこう傷事故	4	7	10	5	11	6	7
	相談・苦情件数	94	160	233	297	390	288	72
		犬25猫56	犬58猫87	犬63猫152	犬38猫133	犬50猫166	犬33猫141	犬3猫17
		その他13	その他15	その他18	その他126	その他174	その他114	その他52
	保護・失踪届	124	115	109	116	105	112	22
		犬86	犬79	犬67	犬56	犬55	犬57	犬13
		猫38	猫36	猫33	猫58	猫47	猫48	猫8
			その他9	その他2	その他3	その他7	その他1	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	動物関連講演会講師謝礼	0	動物関連講演会講師謝礼	33	動物関連講演会講師謝礼	78
	消耗品質	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	607	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	577	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	652
	役務費		-	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	42	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	73
	負担金及び交付金	猫不妊・去勢手術助成金	5,097	猫不妊・去勢手術助成金	6,175	猫不妊・去勢手術助成金	7,318

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
指標	啓発事業（相談件数）	297	390	288			マナーを守らない飼養者に対しての区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。
	不妊去勢手術（助成件数）	ㄨ130 ㄨ105	・飼い主のいない猫 ㄨ181 妊娠11 ㄨ143 ・飼い猫 メス38 オス29	・飼い主のいない猫 ㄨ165 妊娠36 ㄨ151 ・飼い猫 メス117 オス86	・飼い主のいない猫 ㄨ200 妊娠60 ㄨ150 ・飼い猫 メス123 オス60		飼い主のいない猫及び外飼猫の不要な繁殖を抑制し、屋外の猫による排泄物や鳴き声の被害の緩和を図る。

（問題点分析）	<p>公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫への餌やりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっているため、地域による取り組みを支援するため、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、この事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし、猫問題への関心を高めたい。</p> <p>平成21年4月1日に施行された、環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが、未だに、餌やり行為イコール罰則であるとの誤解があって、その活動に支障を来すこともあるため、引き続き、支援事業及び登録団体の活動について、区報やHP・CATVなどによりPRしていく必要がある。</p>
他区の実施状況	（実施区 未実施区）
	<p>犬のしつけ方教室 12区で実施（新宿、港、台東、北、品川、目黒、中野、墨田、足立、江戸川）</p> <p>猫の去勢不妊手術費助成 20区で実施（千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、太田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立）</p> <p>猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
飼い主のいない猫の屋外での活動管理等に係る地域活動を支援する。	不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

（要旨）	<p>平成18年3定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて</p> <p>平成18年3定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について</p> <p>平成19年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成20年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p>
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	池杉成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	狂犬病予防対策事業（02-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	狂犬病予防法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。				
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民				
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）				
経過	昭和60年度 平成7年度 平成14年度	予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）			
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、狂犬病予防集合注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	562	717	621	767	875	992	982	
決算額（23年度は見込み）	482	692	603	606	870	850	982	
人件費等	5,171	3,995	7,259	7,200	4,886	7,674		
③原価償却費						3,050		
【事務分担量】（%）	60	90	85	85	60	105		
合計（+ +）	5,653	4,687	7,862	7,806	5,756	8,524	982	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,855	3,136	3,243	3,748	4,027	4,074	4,282	
一般財源	2,798	1,551	4,619	4,058	1,729	4,450	-3,300	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
鑑札交付数	596	686	741	719	787	748	1,000	
済票交付数	3,554	3,634	3,861	3,954	4,574	4,753	6,500	
登録数	5,448	5,932	6,101	6,615	6,283	6,489	6,700	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	180	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	208	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	234
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	544	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	495	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	599
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	99	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	101

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	登録数	6,615	6,283	6,473	6,700		
	予防注射接種率	59.7%	72.8%	72.3%	77.0%	100.0%	済票交付数(再交付除く) / 登録数

（問題点・課題）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、成果が得られていないため現状を改善する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
登録している飼い主とともに、ペット販売や関連業者への働きかけを強化する。	未登録犬や未接種犬の現状の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	池杉成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	カラス対策事業（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる被害の軽減を図る。				
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民				
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園等の営巣は公園緑地課で、街路樹は道路課でそれぞれ対応する。				
経過	<p>平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行</p> <p>平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応</p> <p>平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行なってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了</p>				
必要性	東京都によると、都が捕獲作戦を本格化した平成13年度以降都内の生息数はいったん減ったが、18年度の16,600羽を底に再び増加。21年度は19,100羽と1年で1割近く減ったが、住宅の密集している荒川区では、ゴミ集積場、街路、公園等の周辺など、日常生活の場においてカラスの営巣に遭遇することは、稀ではない。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃はその地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。				
実施方法	<p>2一部委託（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。</p> <p>ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理する。有害鳥獣捕獲許可期間が終了後、捕獲数を東京都へ報告する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	1,827	1,827	1,582	1,664	1,906	1,463	1,258
	決算額(23年度は見込み)	1,114	744	1,017	1,447	1,057	949	1,258
	人件費等	4,310	1,708	3,416	3,388	2,443	2,023	
	③原価償却費						872	
	【事務分担量】(%)	50	20	40	40	30	30	
	合計(+ +)	5,424	2,452	4,433	4,835	3,500	2,972	1,258
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
一般財源	5,424	2,452	4,433	4,835	3,500	2,972	1,258	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	巣の撤去/個(直営による撤去も含む)	51	35	48	68	53	57	65
	ヒナ回収/羽(巣のヒナ、落下ヒナ)	72	38	43	77	48	36	54
	卵回収/個	61	14	54	64	76	67	69

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	カラス等回収業務	1,057	カラス等回収業務	949	カラス等回収業務	1,258

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	巣の撤去 / 個 (直営による撤去も含む)	68	53	57	65		
	ヒナ回収 / 羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	77	48	36	54		
	卵回収 / 個	64	76	67	69		

（問題点・課題）	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課、高齢者福祉課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。また、場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。	人間社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

議会議要旨（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	高瀬 香	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	薬事監視事務費（01 01 01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠法令等	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。				
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者				
内容	薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導				
経過	平成9年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管			
	平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管			
	平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管			
	平成21年度	平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が平成21年6月1日より全面施行された。			
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いが区民の健康被害につながるおそれもあるため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。 収去した医薬品、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼して実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,035	2,270	2,010	1,724	1,939	1,916	1,923	
決算額（23年度は見込み）	1,938	1,414	1,028	1,593	1,166	1,235	1,923	
人件費等	19,824	18,788	21,350	18,634	17,916	19,184		
減価償却費						6,391		
【事務分担量】（%）	230	220	250	220	220	220		
合計（+ +）	21,762	20,202	22,378	20,227	19,082	20,419	1,923	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,964	1,695	874	983	1,265	1,478	1,582	
一般財源	19,798	18,507	21,504	19,244	17,817	18,941	341	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	182	149	172	153	181	211	
	毒物劇物販売業等監視件数	77	71	73	110	78	79	
	家庭用品試買検体数	40	38	40	40	39	40	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他		310	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	220	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	403
	通知、周知用郵券		65	通知、周知用郵券	59	通知、周知用郵券	103
	試験検査委託		761	試験検査委託	926	試験検査委託	1,387
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	薬事監視指導率	61%	67%	65%		60%	立ち入り監視指導数 / 施設数(管理医療機器除く)
	毒物劇物監視指導率	56%	40%	42%		40%	立ち入り監視指導数 / 施設数

問題点・課題 (指標分析)	<p>平成21年6月1日より改正薬事法が全面施行され、医薬品販売制度が改正された。これにより、資格を有する者の常時勤務や、一般用医薬品販売時の分類に応じた情報提供、相談体制の整備等が義務付けられた。しかしながら改正法の遵守がされていない店舗もあることから、薬局及び医薬品販売業者への監視指導を強化する必要がある。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、資格者の勤務状況、医薬品の情報提供体制等、改正法により規定された事項を重点的に監視指導を行う。</p>	<p>医薬品販売時の情報提供体制が強化され、区民が適切な情報提供を受けられることにより、医薬品の適正使用につながる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男		
		担当者名	石井利春	内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	環境衛生監視事務費（02-02-01）						
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]					
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生営業施設開設者						
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認及び監視指導 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 高齢者福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理助言指導の実施						
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の監視指導を行うようになる。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に関する事務（3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任される。 平成8年度 温泉法の事務が区長に委任される。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 （平成21年度 事業名を「監視検査等業務」より「環境衛生監視事務費」に変更）						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。 各施設の衛生状態を把握するため、「環境衛生監視員」が各施設に立入り監視指導を行う。 監視指導にあたって、プール水・浴場水・温泉等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 高齢者福祉施設においては、設置者の協力の上、浴場水のレジオネラ属菌検査を行い、結果に基づき助言を行う。						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	957	1,005	988	1,451	1,352	1,060
	決算額（23年度は見込み）	585	757	646	1,174	1,116	666	1,163
	人件費等	25,857	23,912	27,328	30,492	29,318	31,392	
	減価償却費						10,458	
	【事務分担量】（%）	300	280	320	360	360	360	
	合計（+ +）	26,442	24,669	27,974	31,666	30,434	32,058	1,163
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	899	876	1,003	955	930	707	654
	一般財源	25,543	23,793	26,971	30,711	29,504	31,351	509
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	環境衛生営業施設許可件数	68	36	29	27	60	33	
	環境衛生営業監視指導件数	649	722	632	704	669	532	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					財務書類審査謝礼	126
	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	785	各種検査材料費、消耗品等	575	各種検査材料費、消耗品等	920
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	44	各種通知用郵便料、粉じん計較正	41	各種通知用郵便料、粉じん計較正	47
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	60	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	50	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70
	備品購入費	デジタル粉じん計	227		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	監視指導率 (理容・美容・クリーニング)	67%	68%	42%		60%	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率 (興行場・公衆浴場・旅館・プール)	113%	130%	143%		110%	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	5%	6%	2%		0%	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	入浴施設等での死亡事故の原因となるレジオネラ属菌が区内の施設でも検出されており、引き続き監視が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
公衆浴場、プール、高齢者施設等に対する適正な維持管理の指導を強化するとともに、レジオネラ属菌の検査を実施し、それに基づいた指導を行う。	区内の施設が原因となるレジオネラ症の発生を防止する。

事業の分類		分類についての説明・意見等
年度設定	今年度設定	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	石井利春	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	住まいの衛生支援事業（02 02 02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	
終期設定	有 無	年度	法令等	に関する法律	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 				
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 				
経過	平成8～13年度 住まいのダニ診断実施 平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。 動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等 平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施 平成15年度～ 住まいのダニアレルゲン検査を開始 平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合				
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <ol style="list-style-type: none"> 1 7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。 2 町会の協力を得て、冬季に薬剤（殺そ剤）を配付し、ねずみの一斉駆除を行う。 3 リーフレット等により助言し、必要に応じ捕獲器具、シラミの梳き櫛などを貸し出す。 4 動力噴霧器を保管整備し、IGR剤及びピレスロイド様殺虫剤を備蓄している。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	418	371	5,309	4,085	4,577	6,739	6,505	
決算額（23年度は見込み）	72	106	3,508	3,311	3,001	5,537	6,505	
人件費等	5,171	3,416	16,226	7,623	7,329	7,848		
減価償却費						2,615		
【事務分担量】（%）	60	40	190	90	90	90		
合計（+ +）	5,243	3,522	19,734	10,934	10,330	13,385	6,505	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,243	3,522	19,734	10,934	10,330	13,385	6,505	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	ねずみ・害虫相談件数	821	863	745	747	607	749	
	ボウフラ駆除薬剤投入	15,941	17,484	18,640	21,830	22,661	21,421	
	殺そ用薬剤配付数	22,249	19,754	19,601	18,325	17,396	15,232	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬		0	非常勤報酬	2,101	非常勤報酬	2,101
共済費		0	社会保険料（非常勤）	289	社会保険料（非常勤）	295
報償費	町会にネズミ駆除事業の謝礼	410	町会にネズミ駆除事業の謝礼	388	町会にネズミ駆除事業の謝礼	476
光熱水費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	19
一般需用費	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、他	1,431	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,699	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	2,015
役務費	郵便料・駆除薬剤配送	88	郵便料・駆除薬剤配送	113	郵便料・駆除薬剤配送	145
委託料	害虫駆除作業委託他	1,072	害虫駆除作業委託他	947	害虫駆除作業委託他	1,425
使用料及び賃借料	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	29

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	殺そ剤配付実施率	18084/22000 =82%	17396/20000 =87%	15232/19000 =80%		-	配付数/計画数（配付数）
	ポウフラ駆除薬剤投入実施率	21830/24000 =91%	22451/30000 =75%	21421/25000 =86%		-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	747	607	749		-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題分析）	<p>蚊が媒介する感染症（ Dengue熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）の発生が危惧されている。区内でトコジラミの相談が急増している。区民からの相談では、ハチが最も多く（約300件/年）次にねずみ（約220件/年）となっている。殺そ剤に抵抗性のあるねずみへの対応や高齢者・要介護者宅におけるねずみや疥癬等の対策が課題になっている。</p>
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保健予防課感染症予防係と連携し、蚊媒介感染症発生時の対応策を構築する。	感染症発生時に区民への周知及び蚊の駆除を速やかに行うことにより区民の被害を最小限に抑える。
高齢者や要介護者に関わるケアマネージャーやホームヘルパー等を対象とした講習会を実施する。	介護等に従事する人材が、必要な知識を習得することにより、日常的なねずみ対策等を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

況議（要質旨問状）	<p>平成10年3定 薬剤散布の見直しについて 平成12年4定 シックハウス症候群対策の強化について 平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について</p>
-----------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	青木 清	内線	4 2 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	食の安全・安心対策（02-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都食品安全条例等
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずるとともに、食品の安全性に関する最新な情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供して区民の食の安全・安心を確保する。				
対象者等	区内事業者及び従事者、消費者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収去検査 調理業（仕出し、弁当、そうざい等）、製造業（アイスクリーム類製造業、菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、販売業（スーパー等）の店舗から食品を収去し、検査（細菌、化学）の結果を踏まえ、不良原因の究明・自主検査の指導等を行い、不良な食品が流通・販売されないよう適切な対応を図る。 2. 苦情調査及び食中毒調査 食品に関する苦情や患者の発生を受け、患者や飲食店、食品製造業等の施設及び従事者等の調査（食品、患者ふん便等）を行い、その結果を踏まえ、食品取扱いの改善を指導する等適切な対応を図る。 3. 手洗いチェッカー等による、確実な手洗いの指導 集団給食施設の従事者については、必要に応じて、手洗いチェッカー等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、事業者等の要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会 営業許可（更新・新規）時や営業業態別、区民からの依頼に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の最新の衛生知識の啓発・普及を図る。 				
経過	平成14年度 ・アレルギー物質の表示の義務化 平成15年度 ・食品安全基本法の制定、食品衛生法の改正（荒川区監視指導計画の策定）、「東京都食品衛生自主管理認証制度」の創設 平成19年度 ・中国産冷凍食品毒物混入事件 平成22年度 ・アレルギー物質の追加（比・加）				
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、事業施設等に対し、検査を実施し、監視指導の効果を高め、適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品・ふん便等の検査は保健所保健予防課検査室もしくは東京都健康安全研究センターで実施する。 2. 講習会は、職員が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応する。 				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	8,598	6,898	6,775	7,308	7,096	7,379	7,264
	決算額（23年度は見込み）	7,727	6,163	6,775	7,223	4,519	5,955	7,264
	人件費	21,548	18,361	35,014	36,590	19,789	42,728	
	減価償却費						14,253	
	【事務分担量】（%）	250	215	410	432	243	490	
	合計（+ +）	29,275	24,524	41,789	43,813	24,308	48,683	7,264
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	29,275	24,524	41,789	43,813	24,308	48,683	7,264	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区検査室(化学検査:項目数)(21年度までは検体数)	158	142	89	81	75	1,250	1,000
	区検査室(細菌検査:項目数)(21年度までは検体数)	305	279	163	181	193	1,080	1,200
	都健康安全研究センター(委託:検査数)	643	479	323	421	165	324	368
	講習会数	74	66	62	67	50	55	50

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	2,881	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,009	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,505
	役務費	講習会通知	69	講習会通知	107	講習会通知	158
	委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,485	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,539	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	3,420
	使用料及び賃借料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84
	備品購入費		0	メディカルフリーザー	215	ATPふきとり検査測定器	97

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準違反の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	17	13	14	0	0	法違反又は東京都指導基準違反の不適合率
	講習会実施数	67	50	55	50	60	

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。 2. 肉の生食や加熱不足による食中毒や調理従事者の手洗い不足による食中毒が増加しているため、その対策が求められている。 3. 区内業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。 4. 食品表示の偽装、輸入食品の毒物混入、また新たな食品加工技術による食品開発など、消費者の食品に対する不安が高まる中、保健所に寄せられる食品の苦情も多岐・多様化してきた。
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
肉の生食を控えることや手洗いの徹底等について、講習会・区報・ホームページ・ケーブルテレビ等を通して、事業者や区民への普及啓発を強化する。	区民の健康被害の減少が期待できる。
区内業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	食品衛生管理の向上が期待される。
農薬混入等の苦情については必要に応じて、簡易検査キット（有機リン系農薬・アルキル物質・毒物（シアン・ヒ素）を用いて、迅速な対応をとる。	簡易検査のため、検査を東京都に依頼するより、迅速な検査結果が得られ、安心さを早く苦情者に伝えられる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年予特 食の安全について ・平成21年度福祉・区民生活委員会 食品表示制度の陳情
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	青木 清	内線	4 2 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	許可・監視等業務（02-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふ
終期設定	有	無	年度	法令等	ぐの取扱い規制条例等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏季一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。				
	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 <ul style="list-style-type: none"> 通常監視・指導（各種行事開催時の監視を含む） 夏季一斉・歳末一斉監視（夏季：飲食店等重点施設・社会福祉施設、歳末：宴会施設・ふぐ取扱施設等） 苦情・違反処理に伴う監視・指導（異物混入・食中毒疑い等の原因調査） 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. 食品衛生自主管理認証制度（都）の普及啓発及び導入支援 4. アレルギー物質等の表示に関する事業者からの相談や監視指導 				
経過	<p>平成14年度 ・アレルギー物質の表示の義務化</p> <p>平成15年度 ・食品安全基本法の制定、食品衛生法の改正（荒川区監視指導計画の策定）、「東京都食品衛生自主管理認証制度」の創設</p> <p>平成19年度 ・中国産冷凍食品毒物混入事件</p> <p>平成22年度 ・アレルギー物質の追加（E・G）</p>				
必要性	区民が毎日食べる食の安全を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業許可等の許認可事務 <ul style="list-style-type: none"> 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 2. 監視・指導 <ul style="list-style-type: none"> 監視採点票、大量調理施設管理マニュアル等を用いて立入り検査を実施し、結果に応じて指導等を行う。 				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	199	198	201	1,241	1,078	166	160
	決算額（23年度は見込み）	197	167	201	1,221	774	164	160
	人件費等	21,548	18,361	17,507	18,295	19,789	22,672	
	原価償却費						7,553	
	【事務分担量】（%）	250	215	205	216	243	260	
	合計（+ +）	21,745	18,528	17,708	19,516	20,563	22,836	160
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	7,129	7,405	7,978	11,076	11,938	11,000	9,795
一般財源	14,616	11,123	9,730	8,440	8,625	11,836	-9,635	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	営業許可・届出施設数	7,152	7,221	7,309	7,191	7,127	7,071	7,200
	新規・更新・届出件数	840	782	783	1,059	1,200	1,197	900
	許可・届出施設監視数	8,356	6,854	8,636	7,559	6,636	4,700	7,200
	苦情処理件数	85	55	76	92	59	46	70

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	670	非常勤職員報酬	0	非常勤職員報酬	0
	特別旅費	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0
	一般需用費	薬品等、共同購入、図書 営業許可書他	104	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他	154	薬品等、共同購入、 図書営業許可書他	148
	役務費	検査成績書通知等返信用	0	検査成績書通知等返信用	10	検査成績書通知等返信用	12

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	監視率(%)	105	93	66	100	110	監視数 / 施設数
	食品衛生自主管理認証制度	1	1	1	3	5	取得施設数
標							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の偽装、輸入冷凍食品の毒物混入、また新たな食品加工技術による食品開発など、消費者の食品に対する不安が高まる中、保健所に寄せられる食品の苦情も多岐・多用化してきた。 ・「東京都食品衛生自主管理認証制度」の普及啓発については、荒川区食品衛生協会とも協力して実施しているが、認証施設が増加しない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
厚生労働省の食中毒調査支援システムへの加入や食品苦情のデータベース化を推進する。	全国の食中毒の原因食品(疑い)等の情報が瞬時に得ることができる。また、苦情については、類似の苦情を検索し、迅速な対応が可能となる。
食品衛生自主管理認証取得のための普及・啓発を強化する。	制度への理解がより一層深められ、衛生管理の向上につながるると共に、認証施設の増加が期待される。
あらかわ満点メニュー・健康応援店等、区の他事業との連携を図る。	食による健康づくりを通して、さらに事業者の食品に関する安全・安心等の意識向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	食品衛生推進員	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	青木 清	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	食品衛生推進員				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	食品衛生法、荒川区食品衛生推進員設置要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	平成7年5月の食品衛生法改正により、各自治体ごとに必要があれば食品衛生推進員を委嘱することができるようになった。				
対象者等	荒川区内の食品関係営業者				
内容	1. 飲食店営業者等からの食品衛生に関する相談に対する助言 2. 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発事業への協力 3. 地域の食品衛生に関する情報収集				
経過	平成9年10月1日 荒川区食品衛生推進員制度が発足 平成15年3月31日 第3期委嘱期間満了 区職員と協会自治指導員との協働により目的は達成できるため、荒川区食品衛生推進員制度は平成15年3月31日をもって休止				
必要性	行政改革等により全国で保健所の統廃合が行われた結果、管轄区域の広域化に伴う業務の補完制度として本制度は意義を有するが、荒川区においては従来より1区1保健所に変更なく、本制度を休止しても支障は生じない。				
実施方法	() (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 休止中。休止後7年を経過したが、休止による特段の支障はない。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（22年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等							
	③原価償却費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	推進員数	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止
	推進員連絡会	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止
	研修	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（予算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		予算計上なし		予算計上なし		予算計上なし	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 2 区） 荒川区、目黒区の順に休止

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止、完了	休止、完了	休止から7年が経過し、現行においても十分良好な食品衛生を推進していることから、今後、制度を廃止する予定。

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	小竹桃子
		担当者名	古澤智恵子	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	医療援助(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。				
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻疹・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者				
内容	<p>救済措置として給付するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び医療手当：認定を受けた病気について医療を受けた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 				
必要性	予防接種による健康被害の救済処置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは不要不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。</p>				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	9,445	9,445	9,416	9,419	9,420	9,420	9,417
	決算額（23年度は見込み）	9,445	9,423	9,416	9,419	9,420	9,418	9,417
	人件費等	862	854	854	847	407	436	
	減価償却費						145	
	【事務分担量】（%）	10	10	10	10	5	5	
	合計（+ +）	10,307	10,277	10,270	10,266	9,827	9,999	9,417
	国（特定財源）							
都（特定財源）	7,084	7,067	7,061	7,064	7,065	7,063	7,062	
その他（特定財源）								
一般財源	3,223	3,210	3,209	3,202	2,762	2,936	2,355	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	傷害年金1級者	1	1	1	1	1	1	1
	傷害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	予防接種事故傷害年金	9,420	予防接種事故傷害年金	9,418	予防接種事故傷害年金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	支給件数	2	2	2	2		

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。（法定事務）

況議会（要旨）	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	小竹桃子
		担当者名	古澤智恵子	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	予防接種費(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23年度	根拠 法令等	予防接種法、予防接種施行令	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・急性灰白髄炎・日本脳炎（初回、追加）については7歳6か月未満 ・日本脳炎（2期追加）・二種混合（ジフテリア・破傷風）については13歳未満、ただし特例として日本脳炎については、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで1期、2期の接種が不足している者は6か月～20歳未満 ・MR及び麻しん・風しん(1期：1歳以上2歳未満、2期：小学校就学前1年間、3期：中1、4期：高3) ・インフルエンザ、高齢者肺炎球菌は65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全 ・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌については0歳～4歳、おたふく・水痘は1歳～小学校就学前の乳幼児（任意接種に対する一部助成） ・子宮頸がん予防ワクチン接種については、中学1年生相当の年齢にある者から高校1年生相当の年齢にある女子 				
内容	<p>[通知方法] 従来は該当月に予防接種記録票を個別に郵送していたが、14年6月からこれらを冊子化し、4か月児健診時に交付している。22年度からは生後2か月目に個別送付する。[接種方法] 急性灰白髄炎は集団接種。三種混合・MR(1期、2期、3期、4期)、麻しん、風しん・日本脳炎・二種混合・インフルエンザは個別接種。(23区の協力医療機関にて接種可能。)[委託料支払方法] 毎月、各協力医療機関からの請求分を医師会がとりまとめ、委託料の請求がある。年2回、前期・後期分として23区における相互乗入分(区民が他区において接種した分及び他区の人が区内で接種した分)の請求及び支払をする。[予防接種の単価] 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)により決定する。</p> <p>任意接種(ヒブ・おたふく・水痘)の助成は21年度は償還、22年度からは委託と償還の2方式[費用] インフルエンザは一部自己負担、ヒブワクチンは、2ヶ月～7ヶ月未満4回、7ヶ月～12ヶ月未満3回、1歳～4歳1回を7,000円を上限に助成(22年度までは3,500円を上限に助成)、おたふく・水痘は、1歳～就学前1回で1回3,500円を上限に助成。また、23年度からは子宮頸がん、小児用肺炎球菌、高齢者肺炎球菌の助成を追加。子宮頸がんは1回15,000円で3回助成、小児用肺炎球菌は1回10,000円で最大4回助成、高齢者肺炎球菌は1回3,500円を助成。生活保護及び中国残留邦人等は無料。</p>				
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (社) 荒川区医師会に委託				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	156,264	185,970	200,882	179,288	207,686	356,984
	決算額(23年度は見込み)	136,730	129,016	151,496	175,158	207,160	334,540	669,576
	人件費等	9,527	9,872	9,882	9,805	9,692	10,429	
	減価償却費						4,067	
	【事務分担量】(%)	125	130	130	130	140	140	
	合計(+ +)	146,257	138,888	161,378	184,963	216,852	349,036	669,576
	国(特定財源)							
	都(特定財源)				72	2,327	34,626	183,157
	その他(特定財源)	11,697	11,728	12,609	20,339	21,019	29,864	26,325
	一般財源	134,560	127,160	148,769	164,552	193,506	284,546	460,094
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	三種混合	6,022	5,927	6,916	7,169	7,499	8,008	7,866
	急性灰白髄炎	2,960	2,587	2,776	2,975	2,846	3,422	3,465
	麻しん	1,534	6	20	12	7	4	4
	風しん	2,596	128	17	16	12	9	12
	麻しん風しん混合		2,889	3,614	5,236	5,697	5,493	5,306
	日本脳炎	1,122	6	123	263	2,480	6,574	11,704
	二種混合	559	616	769	938	1,000	1,028	1,034
	インフルエンザ	18,977	17,159	20,213	21,277	18,897	24,303	25,144
	プチ健診		1,097	1,207	1,289	1,403	1,391	1,269
	任意接種(ヒブ)					2,976	5,058	14,479
	任意接種(水痘)						1,688	2,494
	任意接種(おたふく)						1,929	2,550
	任意接種(新型インフルエンザ)						26,588	0
	任意接種(子宮頸がん)							3,582
	任意接種(小児用肺炎球菌)							16,222
	任意接種(高齢者肺炎球菌)							10,109

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	予防接種問診票等	1,439	予防接種問診票等	3,522	予防接種問診票等	4,228
役務費	通知用郵便料	760	通知用郵便料	4,618	通知用郵便料	5,309	
委託料	予防接種委託料	194,534	予防接種委託料	323,973	予防接種委託料	644,010	
負担金補助金及び交付金	ヒブワクチン助成	10,427	ヒブ・水痘・おたふくワクチン助成	2,427	ヒブ・水痘・おたふく、子宮頸がん、小児及び高齢者肺炎球菌ワクチン助成	16,029	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	麻しん接種率（第1期）	93.0	97.9	90.6		95%以上	

（問題点・課題）	23年度10月から始まる予定の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成の実施に向け検討及び環境整備を進める必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会質問状況（要）	〔23年1定〕HPVワクチン助成対象者等について、高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成の具体策について、ポリオワクチンの乳幼児健診時での実施について 〔22年3定〕高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成要望、HPVワクチン周知等について、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成の要望、ポリオ集団接種会場について 〔22年2定〕子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン接種について H21;おたふく、水痘ワクチン接種費用助成要望、インフルエンザワクチン75歳以上無料化要望 〔21年4定〕高齢者・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成について 〔21年3定〕子宮頸がん、おたふく風邪、水疱瘡の接種助成について
-----------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	結核予防接種	部課名	健康部健康推進課	課長名	小竹桃子
		担当者名	網代とみ子	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	結核予防接種（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	27 年度	根拠	予防接種法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病、重症化を予防する。				
対象者等	4か月児健康診査対象者及び6か月未満のBCG未接種者				
内容	保健所にて月3回、4か月児健康診査時に実施。予防接種についての集団指導と、接種不可の時の個別相談を実施している。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から事業名「定期健康診断・予防接種」を「乳児健康診査・予防接種」に変更。 ・平成17年度から、結核予防法改正により、事業対象者が「4か月児健康診査対象者及び4歳未満のBCG未接種者」から「6か月未満の予防接種未接種者」に変更になった。また、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6か月未満の乳児に対し直接BCG接種を行うことになった。これに伴い延べ2日の健診が1日に短縮されたので、健診機会を月2回から月3回に増やした。 ・平成19年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられた。 ・平成20年6月末に多人数用ワクチンの販売終了を受け、平成21年度より区においても一人用ワクチンの本格的使用を開始する。 ・平成21年度から事業名「乳児健康診査・予防接種」を「結核予防接種」に変更。 				
必要性	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病や重症化を予防するために、BCG予防接種の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	4,051	4,047	4,081	6,968	9,791	9,199	8,579
	決算額（23年度は見込み）	3,903	3,779	3,835	4,575	7,608	7,796	8,579
	人件費等	1,769	1,708	1,708	1,694	1,629	494	
	減価償却費							
	【事務分担量】（%）	35	20	20	20	20	17	
	合計（+ +）	5,672	5,487	5,543	6,269	9,237	8,290	8,579
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	5,672	5,487	5,543	6,269	9,237	8,290	8,579	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	ツベルクリン反応	0	0	0	0	0	0	0
	BCG接種	1,367	1,372	1,479	1,617	1,596	1,705	1,800

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	医師・看護師	2,718	医師・看護師	2,844	医師・看護師	2,844
	一般需用費	B C Gワクチン等	4,890	B C Gワクチン等	4,952	B C Gワクチン等	5,735

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	B C G接種率	96.3%	96.7%	97.0%	-	100%	接種者数 / 対象者数

（問題点・課題分析）	生後6か月までに確実に接種する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	乳幼児の結核の発病や重症化を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	丸山裕美	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	後天性免疫不全症候群予防対策事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。				
対象者等	区民一般				
内容	正しい知識の普及 ・中学校生徒等を対象にした健康教育 ・依頼による健康講座への講師派遣 ・区民へのパンフレットの配布 ・ビデオ・パネルなどの貸出し ・電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・エイズ及び性感染症健康相談（匿名による抗体検査を含む）月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度は、区立中学校での講演会を実施した。 ・平成18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成19年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。 ・平成20年度は、区立中学校4校及び都立竹台高校で講演会を実施した。（1校は講師都合により中止） ・平成21、22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。 ・平成23年度は、3月に区立中学校5校で講演会を実施する予定である。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） エイズ抗体検査は委託にて実施。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移	予算額	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	221	230	226	226	226	226	550
	決算額（23年度は見込み）	140	217	219	138	211	166	550
	人件費等	1,724	1,708	1,708	4,235	3,257	3,924	
	減価償却費						1,307	
	【事務分担量】（%）	20	20	20	50	40	45	
	合計（+ +）	1,864	1,925	1,927	4,373	3,468	5,397	550
	国（特定財源）	205	145	114	43	62	59	274
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	1,659	1,780	1,813	4,330	3,406	5,338	276	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	エイズ抗体検査件数	92	77	114	114	50	71	
	電話相談	110	183	211	262	102	101	
	来所相談	191	180	252	239	95	152	
	中学生対象エイズ教育講演会	4	5	5	4	5	5	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	124	講師謝礼	118	HIV採血医師雇い上げ	324
	一般需用	エイズ普及・啓発用品等	55	エイズ普及・啓発用	16	講師謝礼	130
	役務費	受信専用電話等	32	受信専用電話等	32	エイズ普及・啓発用	64
						受信専用電話等	32

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	中学生等対象エイズ教育講演会	4回	5回	5回	5回	10回	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	講演会参加者数	388人	508人	530人	600人	700人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	2回	2回	2回	2回	2回	

（問題点・課題分析）	<p>HIV感染者が急増する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>全都的に実施しています。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	正しい知識の普及、啓発ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	エイズり患率減少のため重要である。

（状況）	<p>議会要旨</p>
------	-------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	丸山裕美	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	感染症予防対策費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[]			
行政評価事業体系	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。				
対象者等	感染症にり患したあるいはり患した恐れのあるもの（当区病院で届出があったものについては勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）				
内容	法に基づく届出により患者及び接触者等の疫学調査を行い、まん延防止のために必要な措置・指導を行う。エイズ抗体検査実施時にクラミジア抗体検査を実施している。				
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症診査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信システムとして、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。 平成20年第2回定例会で補正予算が成立したことにより、新型インフルエンザ対策事業については、新型インフルエンザ対策事業費で対応。				
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であり、そのための検査等の実施・医療機関への措置及び保健衛生指導の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） クラミジア抗体検査は委託にて実施。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	9,865	5,967	6,332	15,384	9,269	10,586	9,619
	決算額（23年度は見込み）	7,257	4,347	5,935	10,274	7,672	8,693	9,619
	人件費等	6,363	6,405	14,091	7,623	8,958	13,342	
	減価償却費						4,445	
	【事務分担当量】（%）	110	75	165	90	110	103	
	合計（+ +）	13,620	10,752	20,026	17,897	16,630	26,480	9,619
	国（特定財源）	210	136	1,109	1,209	1,236	1,351	1,842
	都（特定財源）	125	125					
	その他（特定財源）	5,368	4,874					
一般財源	7,917	5,617	18,917	16,688	15,394	25,129	7,777	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0
	細菌検査	12,092	12,196	12,544	12,351	3,338	3,525	3,672
	性感染症等検査	88	75	110	110	45	67	140

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費						
	一般需用	検査器具等	283	検査器具等	253	検査器具等	518
	役務費	郵便料	95	郵便料	103	郵便料	166
	委託料	性感染症検査委託	6,876	性感染症検査委託	7,587	性感染症検査委託	8,720
	使用料及備品購入	移送料	343	移送料	62		
	負担金及扶助費	キャビネット	67				
		感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分	0	感染症診査協議会分	124
		医療費	8	医療費	0	医療費	91
	償還金利			国庫負担返還金	688		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	感染症連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	3回	
	小児感染症発生情報システム	77カ所	77カ所	86カ所	86カ所	90カ所	新設箇所等へ拡大

（問題点・課題分析）	さまざまな感染症が発生しており、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 全都的に実施しています。

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会及び講習会の開催増。	施設職員等への周知を図ることにより、発生状況の早期把握及び感染拡大を防ぐことができる。
小児感染症情報システムの発信を区内全保育園・幼稚園・小中学校に拡大する。	より迅速な情報が発信されることで予防の周知徹底が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	さまざまな感染症(新型インフルエンザを除く)のまん延防止対策は最重要課題である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート(平成23年度)

No1

事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	藤田学	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	新型インフルエンザ対策事業費(02-01-01)				
事務事業の種類	新規事業	(23年度 22年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	新型インフルエンザが発生した場合に、区民の生命を守る。				
対象者等	区民一般				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区報特集号の発行、講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発(20年補正予算額で購入したマスクを区民祭り等のイベントで配布) ・発生に伴う緊急連絡体制の充実(緊急連絡体制充実のための専用携帯電話を購入) ・対応訓練用及び医療用資器材の充実 				
経過	<p>平成20年5月「感染症法」一部改正により、新型インフルエンザは、一類～五類感染症に属さない「新型インフルエンザ等感染症」として取り扱われることとなった。</p> <p>第2回定例会において、「補正予算」(51,640千円)を上程7月可決(感染症予防対策事業から独立して新型インフルエンザ対策事業が確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制(発熱センター)の確保用備蓄品:陰圧テント5張・発熱センター防護衣、医療用消耗品(2週間分) ・まん延防止用備蓄品(区民向け):マスク54万枚 約3分の1を学校、区民施設で備蓄 ・一般職員用備蓄品:マスク・手袋等 1600人分 ・保健所職員(危機管理従事)用備蓄品:100人分防護衣・N95マスク・ゴーグル ・区民向け講演会:講師謝礼・会場使用料(サンパール荒川小ホール 参加区民約180人) <p>平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・区民向け講演会(ムーブ町屋 参加区民約130人)の実施、区報特集号の発行、マスクの配付 <p>第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」(230,447千円)を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人(23.8%)}</p> <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン(3価)接種開始(助成者数40,006名) 健康推進課担当</p> <p>平成22年12月 荒川区新型インフルエンザ事業継続計画(BCP)策定。 総務企画課主導</p> <p>平成22年12月9日新型インフルエンザ発生時対応訓練実施(保健所対応)</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ(A/H1N1)は厚生労働省が季節性インフルエンザ対策への移行を公表</p>				
必要性	新型インフルエンザ(H5N1型)が発生した場合、荒川区の被害想定は、第1期(約8週間)の期間中において、区民の約30%の61,400人が感染し、1,200人も区民が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				52,296	243,332	5,786	1,447	
決算額(23年度は見込み)				32,720	72,297	497	1,447	
人件費等				7,623	17,916	6,976		
減価償却費						2,324		
【事務分担量】(%)				90	220	80		
合計(+ +)	0	0	0	40,343	90,213	9,797	1,447	
国(特定財源)								
都(特定財源)				10,708	13,851			
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	29,635	76,362	9,797	1,447	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	講演会開催			2	3	2	3	3
	区報		2	2	2	1		
	リーフレット等発行				5		1	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	職員手当等		時間外勤務手当	46			
	報償費	49	講師謝礼・定点謝礼	315	講師謝礼・定点謝礼	445	
	備品購入	151					
	一般需用費	HEPAフィルター等	1,427	マスク等	15	タミフル等	984
		サージカルマスク	3,291	フィットテストキット	37		
		新型インフルエンザ予防接種予診票	974	携帯容器バイオボックス一式	43		
	役務費	170	電話使用料等	41	携帯電話用プリペイドカード	18	
	委託料	3,564					
	使用料	21					
	扶助費	62,650					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	講演会開催	3回	2回	3回	3回	3回	学校・保育園、福祉事業者、医療関係者向各1回
	課・所訓練(シミュレーション)	2回	0回	1回	2回	2回	
	リーフレット等・区報特集号発行	7回	1回	2回	2回	2回	リーフレット、ホームページ等

問題点・課題 (指標分析)	インフルエンザ(H1N1)2009について検証し、今後の発生時対応体制を整備していく必要がある。発生時の対応として、各家庭での生活用品備蓄推奨の啓発活動をより有効に行なう必要がある。区内医療機関における新型インフルエンザ受診体制の確立を図る必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内医療体制の確保・確立	区民の生命を守ることができる
新型インフルエンザ対策のこれまで以上の啓発活動	発生時のパニックの防止、冷静な対応が期待できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新型インフルエンザのまん延防止対策は重要課題である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	藤田学	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	結核検診（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。				
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）				
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校近くに検診車を配車し、胸部X線撮影を実施する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 ・平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者検診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 ・平成16年度業態者検診は廃止する。 ・平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校健診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 ・平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法2類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。 ・平成21年度新型インフルエンザの発生により、2回実施予定であった日本語学校検診は、1回の実施とした。また、結核の新登録患者が増え、減少していた結核罹患率が上昇した。 平成22年度、日本語学校健診2回実施（5月、10月）延べ受診者数2,416人。 平成22年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数76人 				
必要性	結核の感染防止のために重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 対象者 - 検査を所内で実施する体制を整えているが、集団発生等で多数の対象者へ対応する場合や就業形態等の事情により、夜間・休日等に検査を実施する場合に対応するため、業務の一部を外部医療機関に委託して実施。 対象者 - X線検診車の配車及び読影を委託して実施。 QFT検査は足立区に委託。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,434	2,872	2,629	3,396	3,895	3,650	4,406	
決算額（23年度は見込み）	2,248	1,659	2,414	3,221	3,140	2,893	4,406	
人件費等		7,686	7,686	10,164	6,515	9,121		
減価償却費						3,631		
【事務分担量】（%）		90	90	120	80	125		
合計（+ +）	2,248	9,345	10,100	13,385	9,655	15,645	4,406	
国（特定財源）	983	377	926	1,300	2,207	1,260	1,150	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,265	8,968	9,174	12,085	7,448	14,385	3,256	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
結核検診（ハイリスク検診）	79	90	90	89	97	76	100	
患者家族・接触者検診	1,230	540	355	509	613	456	500	
日本語学校検診日数	5	4	5	6	3	6	6	
日本語学校受診者数	1,498	1,752	2,026	2,165	1,003	2,416	2,100	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般賃金	医師雇上げ	297	医師雇上げ	324	医師雇上げ	648
	報償費			Q F T 採血医師謝礼	26		
	一般需要	検診用消耗品	401	検診用消耗品等	329	検診用消耗品等	467
	役務費	連絡用郵便料	110	事業所連絡用郵便料	95	事業所連絡用郵便料	109
	委託料	検診委託費等	2,207	検診委託費等	2,119	検診委託費等	3,182
	償還金利息		125				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	日本語学校検診率	83.4%	84.8%	84.5%	86.5%	100.0%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	89人	97人	76人	97人	120人	受診数
	接触者・患者家族検診	85.4%	94.0%	100.0%	95.0%	100.0%	受診者 / 対象者

問題点・課題 (指標分析)	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者検診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（20年 全国19.4 荒川36.1 21年 全国19.0 荒川45.0）</p> <p>り患率 新登録結核患者 ÷ 10月1日人口 = 人口10万人に対する患者数</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
結核発生時の接触者検診の充実	結核のまん延防止が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年）

No1

事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	松井 直樹	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	患者管理（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。				
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く） 治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。				
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。				
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（患者服薬支援）を開始。 19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。				
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象 - 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 対象 - 所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 [委託先]財団法人結核予防会複十字病院、第一健康相談所 [委託内容]胸部X線撮影・喀痰検査等				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	1,137	1,408	1,191	1,057	1,059	1,129	1,333
	決算額（23年度は見込み）	669	581	760	747	690	990	1,333
	人件費等	9,912	9,821	13,664	4,235	7,329	19,551	
	減価償却費						7,698	
	【事務分担量】（%）	115	115	160	50	90	f t	
	合計（+ +）	10,581	10,402	14,424	4,982	8,019	28,239	1,333
	国（特定財源）	226	80	78	125	1	7	28
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	10,355	10,322	14,346	4,857	8,018	28,232	1,305	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	定期病状調査報告数	136	136	142	166	131	218	300
	管理検診受診者数	16	4	16	18	23	78	30

事務事業分析シート（平成23年）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	喀痰検査材料等	196	喀痰検査材料等	257	喀痰検査材料等	278
	役務費	郵便料、手数料	494	郵便料、手数料	731	郵便料、手数料	990
	委託料	検査委託	0	検査委託	0	検査委託	45
	報奨費			現像料	2	現像料	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	喀痰塗沫陽性治療完了率	88.8%	71.4%	66.7%	66.7%	88.8%	治療完了者 / 喀痰塗沫陽性者
	本人・家族面接	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	面接者数 / 結核新規登録者数

（問題点・課題分析）	治療の完遂を確実にするため適宜医療機関・関係機関との情報交換を行っていく必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	治療終了が確実になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	結核り患率減少のため重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	結核診査協議会	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	松井 直樹	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	結核診査協議会（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第24条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	入院勧告・就業制限の報告及び入院延長勧告の診査等 医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査				
対象者等	結核患者				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院勧告・措置並びに37条2項の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,456	2,456	2,930	2,951	2,976	2,929	2,982
	決算額（23年度は見込み）	1,877	2,271	2,702	2,618	2,684	2,807	2,982
	人件費等	5,171	5,124	5,124	6,776	4,479	3,924	
	減価償却費						1,307	
	【事務分担量】（%）	60	60	60	80	55	45	
	合計（+ +）	7,048	7,395	7,826	9,394	7,163	6,731	2,982
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,048	7,395	7,826	9,394	7,163	6,731	2,982
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	開催数	24	24	24	24	24	24	24
	第37条2項診査（旧34条）	137	114	137	130	132	122	100
	第37条診査（旧35条）	45	33	131	116	105	115	100

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	2,627	委員報酬	2,748	委員報酬	2,907
	特別旅費	委員長費用弁償	43	委員長費用弁償	46	委員長費用弁償	51
	一般需要	図書等	14	図書等	13	図書等	24

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	診査件数	246件	237件	237件	237件	200件	診査予定件数

（問題点・課題）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。	入院後72時間以内に迅速な診査ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート(平成23年度)

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	藤田学	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)	医療扶助(01-02-03)				
事務事業の種類	新規事業	(23年度 22年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条による入院患者、同法37条の2による一般医療				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法第37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法第37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法第37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。				
経過	平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	50,089	50,723	48,501	47,345	38,859	32,270	24,483	
決算額(23年度は見込み)	45,127	36,762	38,299	25,973	19,495	26,300	24,483	
人件費		2,135	2,135	1,694	1,628	872		
減価償却費						291		
【事務分担量】(%)		25	25	20	20	10		
合計(+ +)	45,127	38,897	40,434	27,667	21,123	27,463	24,483	
国(特定財源)	34,314	32,089	21,378	18,159	11,411	15,505	17,721	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	10,813	6,808	19,056	9,508	9,712	11,958	6,762	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	国保請求数	633	407	416	418	509	484	491
	社保請求数	543	468	397	550	464	493	426

事務事業分析シート(平成23年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度(決算)		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	事務費	81	事務費	81	事務費	77
	扶助費	結核医療費	16,146	結核医療費	21,494	結核医療費	24,406
	償還金利息	負担金等返還金	3,268	負担金等返還金	4,725		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
	第37条2項受診件数	826	862	850	850	847	3~2月診療分 目標値は4ヵ年平均
	第37条受診件数	142	111	127	127	127	3~2月診療分 目標値は4ヵ年平均

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況(要旨)	
-------	--